

議案第 9 1 号

佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び佐野市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の改正について

佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び佐野市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び佐野市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

(佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 1 条 佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 1 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

(佐野市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第 2 条 佐野市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 1 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項）」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項（同条第 4 項又は第 5 項）」に、「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」を「次に掲げる者」に改め、「書類（」の次に「当該一般廃棄物処理施設が繊維くずの破砕施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設として政令で定めるものである場合にあっては、同項各号に掲げる事項を記載した書類。」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は法第 6 条の 2 第 3 項後段の規定による処分の委託を受けた者

- (2) 法第9条の3の3第2項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は法第6条の2第5項後段の規定による処分の委託を受けた者

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第91号参考資料

佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
(多量排出の範囲) 第8条 法第6条の2第5項の規定により減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示する一般廃棄物の種類及び量は、規則で定めるところによる。	(多量排出の範囲) 第8条 法第6条の2第7項の規定により減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示する一般廃棄物の種類及び量は、規則で定めるところによる。

佐野市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正 案
(目的) 第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出に際し、市長又は市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提	(目的) 第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第9条の3の3第3項（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出に際し、市長又は次に掲げる者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（当該一般廃棄物処理施設が繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設として政令で定めるものである場合にあっては、同項各号に掲げる事項を記載した書類。以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活

出する機会を付与することを目的とする。

環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（１） 法第９条の３の３第１項に規定する非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は法第６条の２第３項後段の規定による処分の委託を受けた者

（２） 法第９条の３の３第２項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は法第６条の２第５項後段の規定による処分の委託を受けた者